

議案第 29 号

水木しげる記念館再整備事業に関する基本協定の変更について

水木しげる記念館再整備事業に関する基本協定の変更について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり議会の議決を求めらる。

令和 5 年 5 月 9 日 提出

境港市長 伊 達 憲 太 郎

記

令和 4 年 11 月 15 日議決を経た「水木しげる記念館再整備事業に関する基本協定の締結について」（令和 4 年議案第 79 号）の一部を次のように変更する。

契約金額「903,320,000 円」を「945,120,000 円」に変更する。

(参 考)

基本協定の変更理由

契約金額 4, 180 万円の増額は、下記の理由による。

記

水木しげる記念館再整備事業設計業務における調査や関係官公署との協議により必要となった軟弱地盤対応や屋内消火栓設置等、及び基本協定締結後の資材価格の高騰等により 4, 180 万円の増額となったため。

(参 考)



議案第79号

水木しげる記念館再整備事業に関する基本協定の締結について

水木しげる記念館再整備事業に関する基本協定の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和4年11月15日 提出

境港市長 伊 達 憲 太 郎

記

- 1 事業名 水木しげる記念館再整備事業
- 2 事業場所 境港市本町5番地
- 3 契約の相手方 水木しげる記念館再整備事業DBO共同事業体
代表企業 東京都調布市布田一丁目32番5号
マートルコート調布505
株式会社水木プロダクション
代表取締役 原口 智裕
構成企業 鳥取県米子市東町177番地
株式会社平設計
代表取締役 足立 收平
構成企業 東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目16番5号
北参道GATE6階
株式会社トーキョー工務店
代表取締役 野坂 幸司
構成企業 鳥取県米子市昭和町25番地
美保テクノス株式会社
代表取締役 野津 健市

構成企業 鳥取県境港市蓮池町50番地1
株式会社リンクス
代表取締役 池田 幸仁

構成企業 大阪府大阪市北区大深町3番1号
株式会社丹青社 関西支店
関西支店長 大岩 典文

構成企業 東京都港区赤坂九丁目7番1号
株式会社ソニー・クリエイティブプロダクツ
代表取締役 大竹 健

構成企業 東京都港区愛宕一丁目1番1号1201
中山マネジメント株式会社
代表取締役 中山 三善

- 4 契約金額 903,320,000円
- 5 契約期間 協定締結日から指定管理の指定期間（最長20年間）の満了日まで
- 6 契約締結の方法 随意契約

令和4年 11月15日 経済厚生委員会 付託

鳥取県境港市議会議長 荒井秀行

令和4年 11月15日 原案可決

鳥取県境港市議会議長 荒井秀行

(参 考)

水木しげる記念館再整備事業に関する基本協定の一部を変更する協定

境港市（以下「甲」という。）と水木しげる記念館再整備事業ＤＢＯ共同事業体（以下「乙」という。）とは、令和４年１１月１８日甲と乙との間で締結した水木しげる記念館再整備事業に関する基本協定（以下「原協定」という。）の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

原協定第３条第１項中「金 903,320,000 円」を「金 945,120,000 円」に改める。

この協定を証するため本書 9 通を作成し、甲及び乙は、それぞれ記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

令和 5 年 5 月 日

甲 住 所 鳥取県境港市上道町3000番地
名 称 境港市
代表者 境港市長 伊達憲太郎

乙 水木しげる記念館再整備事業ＤＢＯ共同事業体

代表企業

住 所 東京都調布市布田一丁目32番5号
マートルコート調布505
名 称 株式会社水木プロダクション
代表者 代表取締役 原口智裕

構成企業

住 所 鳥取県米子市東町177番地
名 称 株式会社平設計
代表者 代表取締役 足立收平

構成企業

住 所 東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目16番5号
北参道GATE6階

名 称 株式会社トーキョー工務店

代表者 代表取締役 野坂幸司

構成企業

住 所 鳥取県米子市昭和町25番地

名 称 美保テクノス株式会社

代表者 代表取締役 野津健市

構成企業

住 所 鳥取県境港市蓮池町50番地1

名 称 株式会社リンクス

代表者 代表取締役 池田幸仁

構成企業

住 所 大阪府大阪市北区大深町3番1号

名 称 株式会社丹青社 関西支店

代表者 関西支店長 大岩典文

構成企業

住 所 東京都港区赤坂九丁目7番1号

名 称 株式会社ソニー・クリエイティブプロダクツ

代表者 代表取締役 大竹健

構成企業

住 所 東京都港区愛宕一丁目1番1号1201

名 称 中山マネジメント株式会社

代表者 代表取締役 中山三善

(参 考)

地方自治法（抜粋）

（議決事件）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

（1）

↳ （省 略）

（4）

（5）その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。

（以下省略）

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

（議会の議決に付すべき契約）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

水木しげる記念館再整備事業に関する基本協定（抜粋）

（事業費）

第3条 本事業の実施に関して甲が負担する事業費は、903,320,000円（消費税及び地方消費税を含む。）と想定する。

2 維持管理業務及び運營業務に要する費用については、別紙1により設立される一般財団法人（以下「財団法人」という。）が行う運營業務による収益によって賄われるものとし、甲は指定管理委託料を支払わない。